

令和7年度 岡山県福祉系高校修学資金 募集要項

制度の概要

本制度は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」といいます。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対して、修学資金の貸付けを行い、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としています。

1 貸付対象者：以下の要件をいずれも満たす方

- (1) 福祉系高校に在学する方 ※岡山県内の福祉系高校に限ります。
- (2) 卒業後に岡山県内において介護福祉士として介護職員等の業務に従事しようとする方
- (3) 介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方

本制度における「介護職員等」の定義について

本制度において「介護職員等」とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいいます。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいいます。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいいます。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいいます。）の業務である方のことです。

他制度との併用について

本制度と趣旨が同様の他制度（以下単に「他制度」といいます。）を利用する場合、本制度と他制度の使途に重複がないときは、貸付対象になります。

また、本事業と他制度の使途が同一であっても、他制度の利用額が、本事業のみを利用した場合に発生する自己負担額（必要な経費と本事業による貸付額の差額）以下となるときも貸付対象となります。

※ 本制度と趣旨が同様の他制度には、岡山県育英会奨学金、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等が含まれます。

※ 高等学校等就学支援金は、本制度と使途が重複しないため、原則として併用可能です。

2 貸付額：下記の金額を上限として貸付けします。

(1) 介護実習費：一年度当たり 30,000円

【使途（つかいみち）】介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等

(2) 国家試験受験対策費用：一年度当たり 40,000円

【使途】介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費（福祉系高校が通常の教育課程として実施するものを除きます。）、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費

(3) 修学準備金：30,000円（入学時の貸付けに限ります。）

【使途】介護実習の際に必要な実習着等

(4) 就職準備金：200,000円（卒業時の貸付けに限ります。）

【使途】福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費（例：靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の費用等）

3 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年3%の延滞利子を徴収します。

4 定 員：1年生10名程度 2年生 数名程度 3年生 数名程度

5 貸付期間：福祉系高校に在学する期間

6 連帯保証人：1人必要（もしくは2人必要）

連帯保証人は、以下の要件をいずれも満たす必要があります。

(1) 借入申込者（福祉系高校に在学している学生）の法定代理人の方（親権者等）

(2) 日本国内に住所を有する方

(3) 日本国籍を有する方又は永住者の在住資格を持つ方若しくは特別永住者等の方

(4) 確実な保証能力を有する成年者の方

※保証能力については、原則として住民税所得割が課税されていることを以って確認をさせていただきます。

※(1)の要件について、借入申込者が成年者の場合、連帯保証人は法定代理人以外の方で差し支えありません。ただし、この場合の連帯保証人は独立した生計を営んでいる方であることが望ましいです。

※法定代理人が、上記(2)～(4)の要件を満たすことができない場合は、法定代理人1人に加えて、上記(2)～(4)の要件をすべて備えた方1名を追加で連帯保証人として立てさせていただきます。

※連帯保証人の適格要件等に関する個別のお問い合わせには、お答えできません。

7 貸付契約の解除

貸付けを受けるにあたっては、借入申込者が借受人になります。しかし、借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の（１）から（５）までのいずれかに該当する場合、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。

また、借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときも、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。

- （１）退学したとき
- （２）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- （３）学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- （４）死亡したとき
- （５）その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

8 返 還

以下の事由に該当する場合には、月賦の元金均等払方式で岡山県社会福祉協議会が定める返還期間内に貸付金を返還していただきます。なお、返還期間は、以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、本制度による貸付けを受けた期間に相当する期間以内の期間を基準として岡山県社会福祉協議会が決定します。

- （１）貸付契約が解除されたとき
- （２）福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士として登録しなかったとき
- （３）福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行ったが、岡山県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき
- （４）岡山県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- （５）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※福祉系高校修学資金返還充当資金に移行する場合の返還期間は、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間に関わらず、移行のために必要な最低限の期間を、岡山県社会福祉協議会が返還決定時に定めます。

9 返還の債務の当然免除

以下のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還の債務が免除されます。

- （１）福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、岡山県内において、介護職員等として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、３年（在職期間通算 1,095 日以上かつ業務従事期間 540 日以上必要です。以下「返還免除対象期間」といいます。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき
- （２）返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき

福祉系高校卒業後、大学等に進学する場合の取り扱いについて

福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下「大学等」といいます。）に進学した場合、大学等を卒業するまでの間、貸付金の返還及びその債務の免除に係る手続きを猶予し、卒業日の読替えを行います。

これにより、大学等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、岡山県内において、介護職員等として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年の間、引き続き、これらの業務に従事すれば、返還の債務の当然免除を受けることができます。

※大学等を退学した場合、貸付金の返還が必要になることがあります。

卒業年度の国家試験に合格できなかった場合の取り扱いについて

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、岡山県社会福祉協議会が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、卒業日の読替えを行うことがあります。これにより、卒業年度の翌年度の国家試験に合格した場合でも、介護職員等の業務に従事して、返還の債務の当然免除の要件を満たせば、返還の債務の当然免除を受けることができます。

※福祉系高校卒業後に進学した場合、この取り扱いを受けることはできません。

10 福祉系高校修学資金返還充当資金について

◎ 福祉系高校修学資金返還充当資金への移行

福祉系高校を卒業した日（卒業日の読替えを受けている場合は、読替え後の日。以下同じ。）から1年以内に介護職員等の業務に従事しなかった場合は、原則として貸付金を返還していただく必要があります。

ただし、福祉系高校を卒業した日から1年以内に、相談援助業務や障害福祉分野の介護職等の「充当資金返還免除対象業務」に従事している場合は、ご利用の制度を「福祉系高校修学資金」から「福祉系高校修学資金返還充当資金」に移行していただくことで、岡山県内で3年の間、引き続き充当資金返還免除対象業務に従事することにより、貸付金の返還の債務の免除を受けることができます。

福祉系高校修学資金返還充当資金への移行は、福祉系高校修学資金返還充当資金を借り入れていただき、その貸付金を福祉系高校修学資金の返還に充てる方法により行われます。

※福祉系高校修学資金の貸付契約にあたっては、福祉系高校修学資金返還充当資金への移行についてもご同意いただく必要があります。

※福祉系高校卒業年度の介護福祉士国家試験に合格できなかった等の理由により卒業日の読替えを受けた場合も、所定の要件を満たした場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金への移行が行われます。

本制度における「充当資金返還免除対象業務」の定義について

本制度において「充当資金返還免除対象業務」とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日 社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知）」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務のことです。

◎ 貸付額：福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額

◎ 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年 3 % の延滞利子を徴収します。

◎ 連帯保証人

福祉系高校修学資金の連帯保証人が、福祉系高校修学資金返還充当資金についても連帯保証人となります。

◎ 貸付契約の解除

借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。

- （１）死亡したとき
- （２）その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

◎ 返 還

以下の事由に該当する場合には、月賦の元金均等払方式で岡山県社会福祉協議会が定める返還期間内に貸付金を返還していただきます。なお、返還期間は、以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以内の期間を基準として岡山県社会福祉協議会が決定します。

- （１）貸付契約が解除されたとき
- （２）岡山県内において、充当資金返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
- （３）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

◎ 返還の債務の当然免除

以下のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還の債務が免除されます。

- (1) 岡山県内において、充当資金返還免除対象業務に従事し、3年（在職期間通算1,095日以上かつ業務従事期間540日以上必要です。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき
- (2) 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき

申込方法等

1 申込時の必要書類

【全員共通】

- ☐ 福祉系高校修学資金借入申込書（様式第1号）
- ☐ 借入申込者及び連帯保証人の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
※住民票謄本ではなく、住民票抄本で差し支えありません。
- ☐ 連帯保証人の所得・課税証明書（最新のもの） ※市町村が発行したもの
※所得・課税証明書上の所得と比較して、現状の所得が大きく増減している場合等は、現状を証明できる書類（直近の源泉徴収票や給与明細表等）を添付してください。
- ☐ 個人情報の取扱いについての同意書
※借入申込者及び連帯保証人それぞれが署名・捺印してください。

【本制度と趣旨が同様の他制度を利用する場合（予定や希望の場合を含む）】

- ☐ 他制度の利用にかかる申出書（様式第1号一別紙1）

2 借入申込書等の提出先・期限等

借入申込者は、借入申込書等を在学している福祉系高校へ提出してください。提出期限については、在学している福祉系高校の指示に従ってください。

福祉系高校に提出された借入申込書等は、在学している福祉系高校が取りまとめて、岡山県社会福祉協議会に送付されます。福祉系高校のご担当者様におかれましては、借入申込者推薦書（様式第1号一別紙2）を添えて令和7年5月23日（金）までに岡山県社会福祉協議会へ提出をお願いします。

3 貸付決定又は不承認の通知

貸付対象要件を満たす借入申込者の中から定員数及び予算等に応じて一定数の方を選考し、福祉系高校を通じて、貸付決定又は不承認の通知を行います。

※選考内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので予め御了承ください。

※貸付決定までの間に制度改正があった場合、この募集要項と異なる内容で貸付決定をさせていただきます場合があります。その際は、貸付決定通知書等により変更内容をお知らせします。

4 貸付決定後の提出書類（福祉系高校で取りまとめの上、提出していただきます。）

貸付決定を受けた方には、次の書類を提出していただきます。指定した期日（貸付決定の約2週間後）までに提出がない場合、借入れを辞退したものとみなすことがあります。

☐ 福祉系高校修学資金借用証書

※借受人が未成年の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要です。

※借受人、連帯保証人、法定代理人がそれぞれ署名・捺印してください。

☐ 借受人、連帯保証人及び法定代理人の印鑑登録証明書

※市町村から3か月以内に交付されたものに限り、連帯保証人と法定代理人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。

※未成年の借受人等については、まだ印鑑登録を行っていないことが想定されます。

貸付決定した場合に、速やかに手続きが進められるよう準備をお願いいたします。

☐ 口座振込申出書（振込みは借受人本人名義の口座に限り、ます。）

5 貸付金の送金時期について

貸付初年度は、借用証書等の提出があった後遅滞なく貸付金を送金します。貸付2年度目以降の送金予定日は、毎年度4月10日です。

※他制度の利用状況確認等のため、送金時期が遅れる場合があります。

申込・問い合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班

TEL 086-226-3544（直通）